

**令和2年第1回東洋町議会定例会会議録**

**(第 2 号)**

令和2年3月10日(火)

**東洋町議会**

余 白

## 令和2年第1回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場  
開 会 令和2年3月10日(火) 午前9時00分宣告  
出席議員 (8名) 議長 西岡 尚宏 君 副議長8番 福島 登 君  
2番 高島 俊彦 君 3番 小松 熙 君  
4番 武山 裕一 君 5番 小野 正路 君  
6番 今宮 裕明 君 7番 田島 毅三夫 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	長崎 正仁 君
教育長	川田 真由美 君
会計管理者	生松 克祐 君
総務課長	大坪 靖幸 君
税務課長	小池 昭平 君
住民課長	蛭子 浩久 君
産業建設課長	伊吹 真貴博 君
教育次長	北川 晃彦 君
地域包括支援	
センター事務局長	田岡 いずみ 君
総務課長補佐	堀川 歩 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君
産業建設課長補佐	生田 憲一 君
税務課長補佐	近藤 真人 君
代表監査委員	弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	築地 仲音
事務局書記	金山 志帆

議事日程 別紙のとおり  
議事のでんまつ 別紙のとおり  
会議録署名議員 5番 小野 正路 君 6番 今宮 裕明 君

## 令和2年第1回東洋町議会定例会議事日程

### (第2号)

令和2年3月10日(火) 午前9時開議

- |         |        |  |
|---------|--------|--|
| [日程第1]  | 承認第1号  | 専決処分事項「令和元年度東洋町一般会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて   |
| [日程第2]  | 議案第3号  | 東洋町税条例の一部を改正することについて                           |
| [日程第3]  | 議案第4号  | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について |
| [日程第4]  | 議案第5号  | 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正することについて                 |
| [日程第5]  | 議案第6号  | 東洋町行政不服審査会条例の廃止について                            |
| [日程第6]  | 議案第7号  | 東洋町簡易水道条例の一部を改正することについて                        |
| [日程第7]  | 議案第8号  | 令和元年度東洋町一般会計補正予算(第5号)を定めることについて                |
| [日程第8]  | 議案第9号  | 令和元年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて          |
| [日程第9]  | 議案第10号 | 令和元年度東洋町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて        |
| [日程第10] | 議案第11号 | 令和元年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて           |

- [日程第11] 議案第12号 令和2年度東洋町一般会計予算を定めることについて
- [日程第12] 議案第13号 令和2年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第13] 議案第14号 令和2年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第14] 議案第15号 令和2年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第15] 議案第16号 令和2年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第16] 議案第17号 令和2年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第17] 議案第18号 令和2年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第18] 議案第19号 令和2年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第19] 議案第20号 令和2年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第20] 議案第21号 室戸市と東洋町との間の一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥、資源ごみ、有害ごみ及び不燃ごみ)の処理に関する事務の委託について
- [日程第21] 議案第22号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について

- [日程第22] 議案第23号 高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について
- [日程第23] 議案第24号 高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホームが脱退することに伴う財産処分について
- [日程第24] 議案第25号 行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託について
- [日程第25] 議員派遣について
- [日程第26] 閉会中の継続審査・調査の申し出  
(1)総務教育民生常任委員会  
(2)産業建設常任委員会  
(3)議会運営委員会
- [日程第27] 一般質問
- [日程第28] 同意第1号 東洋町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて



議事のでんまつ

議長

(西岡 尚宏議長)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は、全員であります。

よって、定足数に達しております。

これより、令和2年第1回東洋町議会定例会を開きます。

(再開時間：9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として、専決処分予算1件、条例5件、補正予算4件、当初予算9件、その他5件、議員派遣1件、閉会中の継続審査、調査の申出1件、人事案件1件の計27件、それと一般質問であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

まず、3月4日に、予算審査特別委員会を開催し、その報告書が届いております。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入ります。

日程第1、承認第1号、専決処分事項令和元年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

質疑について、まず、本会議で提出された、全ての議案に対し、1人1時間以内、答弁時間も1時間以内とし、一問一答方式で行います。

また、議会会議規則第54条の規定により、発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできないこ



とになっております。

その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により、注意し、従わない場合は、発言を禁止します。

それでも、なお、議長の指示に従わない場合は、地方自治法第129条第1項の規定に基づき、本日の会議が終わるまでの発言を禁止、または、議場外への退去を命じます。

なお、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は議員の質疑に対し、反問できますので、反問する場合は、反問しますと発言の上、挙手を願います。

反問も制限時間に含まれます。

これらのほか、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には、十分気をつけてください。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が1件ありましたので、これを認めます。

法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には、十分気をつけてください。

7番、田島毅三夫君。

質疑を始めてください。

(田島 毅三夫議員)

承認第1号、令和元年一般会計補正予算専決第1号について、2点、質疑させていただきます。

1つ目の質疑でございます。

今回専決補正として、ふるさと納税に係る4千万円の追加補正が出ました。

そのうち1040万円が基金として積み立てられましたが、平

7番議員

議長	<p>成 2 8 年度以降、この 4 年間で積立金の合計がいくらになったのかお聞きしたいと思います。</p> <p>また、その使途目的は決まっているのか。【地方自治法第 1 2 9 条の規定により議長権限で削除】</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p> <p>先ほど、目的が決まれば申込みももっと増えると思うがどうか、という発言がありましたが、それは自己の意見でありますので、議会会議規則第 5 4 条の規定に反しますので、発言を取り消してください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>(議席より) 取り消します。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えします。</p> <p>本町におきましては、平成 2 8 年度からふるさと納税への取組を進めてきているところですが、寄附額、取扱数共、増加傾向にあります。</p> <p>令和元年度末では、ふるさとづくり基金への積立額は、順調にいきますと、1 億 9 0 0 万円程度となる見込みでございます。</p> <p>使途の目的でございますが、寄附者は、子ども子育て、健康づ</p>

	<p>くり、農業、観光、町長お任せコースなど、8つの事業の中から選択し、寄附ができる仕組みとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>1億900万円が、積み立てられていると、こう聞きました。</p> <p>この1億900万円がどう使われるかということは、やはりこれは今後、しっかりと住民さんにも、また寄附者にも知らせていく必要があると思います。</p> <p>それから2つ目に、農業、漁業等、いろいろの8項目の中から選択できるようになっていると、こういうことですが、どう言いますか、結局そういうほの、8項目ということであったとしても、【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>先ほど取り消した目的のことを言っておりますので。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>うん。結局それは今言う、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>結局じゃないです。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>結局、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>あなたは、目的のことは取り消したので、それはやめてください。</p> <p>注意しておきますよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>2つ目にいきます。</p> <p>返礼品総額は2790万円計上されております。</p> <p>そのうちの1200万円が返礼品と聞いております。</p> <p>送料が同額の1200万円、それが返礼品と同額の金額が、その総額の中に計上されていると聞いております。</p> <p>どう言いますかね。</p> <p>東洋町においては、特産品のポンカンなどがですね、柑橘が、その時期時期に応じて、シーズンシーズンに、宅急便とか、そういうところの送料が安くされていると聞いております。</p> <p>どうでしょう、この1200万円の送料というのを節減させる</p>

	<p>ためにも、何かそういう宅急便とか、郵便屋さんですか。そういう業者さんとね、交渉して少しでもそういう特例を作ってもらいというようなことは、相談といいますか、協議したことはございますでしょうか。お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>先ほども言いましたが、その運送会社と交渉してどうこういうのは、自己の意見ですので。</p> <p>それと、2の始まりのその、返礼品が1200万計上されているが、送料が1200万円というのは、我々、この議案書には載ってないし、議員はみんなその1200万という数字が分からんと思いますが、それを説明願えませんか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>了解。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>

返礼品総額は2790万出ておりますね、計上されておりますね。

これは予算書出ております。

しかし、その内訳がないのでしたね。

ほんでその、2790万円全てが返礼品の、品物の値段として計上されたとなったら、約7割になります。

そこで、国からの指針のとおり、3割に抑えるということであれば、多すぎるということで、担当に聞いたら、こういう個々の金額が出たということでございます。

その中に、今言うように、送料は1200万、返礼品額は1200万、同額です。

そのほかに、390万円の手数料が入っていると、こう報告を受けております。

そういう意味でございます。

議長

(西岡 尚宏議長)

分かりました。ほかの議員さん、分かりましたか。

大坪総務課長。

総務課長

(大坪 靖幸総務課長)

田島議員の質疑にお答えいたします。

返礼品を送る場合の手続き、これは運送会社のことになりますが、返礼品を取り扱っている個々の業者が行っておりますので、役場の方として、直接運送会社との交渉等は行っておりません。

以上でございます。

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>確かにその、現在は、個々の業者が個々に扱っております。</p> <p>その手数料が、結局390万出てるということなんですよ、聞いたところによりますと。</p> <p>【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そういう意味での質問です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>先ほども注意しましたが、それは田島議員の自己の意見でありますので、取り消してください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>

<p>議長</p>	<p>議長、意見、もの言えますか。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いやいや、取り消してください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>その説明がしたいんやけど、意見が言えますか。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いやいや、それは自己の意見ですので言えません。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>困ったな、ほやけんどこんなにしちよったら質問もできん。</p>
<p>議長</p>	<p>(議席より、質疑いうのを分かっちゃよんかなと発言あり)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>取り消しますか。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>取り消さんと、後止められるやないかね。</p> <p>取り消します。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>取り消さんでも、それは止めるときは止めますよ。</p> <p>どっちですか、言ってください。</p>



7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>(議席より)</p> <p>为什么呢。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>为什么呢じゃ、</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>(議席より)</p> <p>取り消しますと言うたが。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>今また、自己の意見を2回も注意し、もう3回目ですよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>取り消しますと言いましたが。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ちょっと分かっていた方がいいと思うんですが。</p> <p>もう自分も、何回も何回も言うのは嫌ですので。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>こんなことではどうにもならんわね。</p> <p>(議席より、一般質問でと発言あり)</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>もう、田島議員が取り消さないようですので、</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ありゃあ、取り消すと言うたでしょう。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>言うてないじゃないですか。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ありゃあ、またほんなことを言いよる。取り消しますと、築地さん、言うちゃって。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>先ほど申し上げたとおり、取り消しますから、何度も何度も自己の意見を申しておりますので、この議案については、発言を禁止します。</p> <p>7番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。</p> <p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>討論は、議題となっている問題に対する、自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を、ほかの議員に賛同させることではありません。</p>

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第1号、専決処分事項令和元年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第3号、東洋町税条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第3号、東洋町税条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第4号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が1件ありましたので、これを認めます。

法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には、十分に気をつけてください。

7番、田島毅三夫君。

質疑を始めてください。

(田島 毅三夫議員)

それでは、議案第4号について、質疑いたします。

ただ、1番目の質疑は、これは重複しますので、これは削除させていただきます。

2番目から入らしてもらいます。

今までは、6ヶ月間しか採用できず、特別な場合、もう半年間

7番議員

は延長できるが、それ以上は延長できないとの自治法の規定に沿った採用であったが、今回の採用条件を以下において聞くという題で、何点かお聞きしたいと思います。

採用期間は1年か。1年ごとに募集するのか。

2つ目、採用方法は面接か、書類審査か。

3つ目、給料は

(議席より、一答やないの、一問と発言あり)

ん。

(議席より、一問一答やないんかと発言あり)

なんだって。なんだって。

(議席より、一問一答やないんかねと発言あり)

いや、ほんで2番の質問の内容よ。

2番という質問の中での枝やきに。

ほんでほの、2番の一問一答でしてもらいたい。

(議席より、答弁が聞き取りにくいんやないかな、議長と発言あり)

黙っちゃってください。手上げて言ってください。

採用条件を以下において聞くということで、項目を入れてま

議長	<p>す。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>こんないっぱいあるのをいっぱい言われたら、答弁する方も困りますので、この2の1から順番に一問一答でやってください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>長崎副町長。</p>
副町長	<p>(長崎 正仁副町長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えをいたしますけれども、先ほど、削除された1番につきましても、今の2番の質問につきましても、この議案はですね、会計年度任用職員の採用に関する議案ではございませんので、答弁の方は控えさせていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

<p>7 番議員</p>	<p>7 番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>この、2 番の 1 番、①から⑩までが、この今言う条例の、ごめんなさい、この議案に該当していないということですか。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>そうです。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>どうして該当しないか、ちょっと説明をお願いしたいと思いません。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>長崎副町長。</p>
<p>副町長</p>	<p>(長崎 正仁副町長)</p> <p>どうしてと言われましてもですね、</p> <p>(議席より、言われましてもと発言あり)</p> <p>3 月の 4 日、この定例会 1 日目の総務課長の議案説明にもありましたように、地方公務員法、それから地方自治法の一部改正に伴いまして、会計年度任用職員制度が導入ということに伴います、関係条例の改正となりますので、採用のことは関係ございません。</p>

<p>議長</p>	<p>以上です。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>要するに、この条例改正というのは、今まで地方自治法のなんですか、96でした、違う、ごめんなさい、それによって運営されていた臨時職員さんの待遇といいますか、立場というものを今回、会計年度任用職員制度というものを新設して、そこに組み入れていくという条例でしょう。その条例改正でしょう。</p> <p>その中に、その条例改正のひとつひとつの具体的な事案が出ていたもので、それについて疑義を聞いているんです。疑問点を聞いているんです。</p> <p>何ら、私の質疑には問題ないと思っております。</p> <p>(自席より、議長と発言あり)</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>長崎副町長。</p>
<p>副町長</p>	<p>(長崎 正仁副町長)</p> <p>12月、令和元年第4回定例会の中で、この会計年度任用職員の制定条例の方は提案をしてですね、可決をされておりますので、強いて言うのであれば、前回の定例会時に聞くべきことであると思います。</p>



<p>議長</p>	<p>以上です。</p> <p>(議席より、議長と発言あり)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島毅三夫君。</p> <p>田島毅三夫君の、この、もう何回も言いますが、この議案の何に、1番はやりませんでした、ここにもあるように、採用するように求めたが、今回の改正はその前段と考えていいのか。</p> <p>あなたが求めたことに、これは議案質疑ですよ。</p> <p>もう何回も何回も同じことを言わないでください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>これは削除してあります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>削除したきん言うて、これへ出てきたら一緒です。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>いやあ、削除したもんは問題ない。</p> <p>どうでしょう、議長、その今の2番目の質疑、させますか。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>質疑は、議題外の発言であり、議会会議規則第54条第1項の、議題外にわたり、また、その範囲を超えてはならないに反しますので、発言を取り消してください。</p>

7 番議員	<p>また、もう3回も4回もやりますので、発言を禁止しますよ。皆さん、どう思われますか。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そんなおかしいことを言うたらいかん。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>もう最初からずっと、もう何回同じことを今までやってきたんですか。</p> <p>(議席より、一般質問やんと発言あり)</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>あー。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それは一般質問でやることと思いますが。皆さん、どう思われますか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>いや待って。</p> <p>質疑の中の内容に、</p> <p>(議席より、一般質問のことだと思いと発言あり)</p> <p>(議席より、結局質疑の中の、内容の中で、いろいろ要望やら、この1にあるんで、取り消したと言うが、しかし今議長がね、注</p>

	<p>意したように、求めたがなんていうのは当然これは駄目なわけでしょう。そういうことを書いてくること自体がおかしいわけで、こんな、全然改善する気持ちがないんじゃないですか、と発言あり)</p>
<p>議長</p>	<p>取り消します。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>先ほどから、再三にわたり注意しておりますが、分かってもらえないので、議会会議規則第54条の規定に反し、議長からの注意や指示に従わないので、これ以上の発言を許すと、議場の秩序維持ができなくなりますので、地方自治法第129条第1項の規定に基づき、本日の会議が終わるまで、発言を禁止します。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>退場じゃないんですか。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>発言を禁止ですので、いらんことを言わないでください。</p> <p>退場したいんですか。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ここで黙っておれということですか。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>

7 番議員

(田島 毅三夫議員)

はい。

議長

(西岡 尚宏議長)

発言禁止言うておりますので。

今度発言したら退場させますよ。

田島議員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第4号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての件を挙手により採決します。

本案を、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第5号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第5号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第6号、東洋町行政不服審査会条例の廃止についての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

ほかに討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第6号、東洋町行政不服審査会条例の廃止についての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第7号、東洋町簡易水道条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第7号、東洋町簡易水道条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第8号、令和元年度東洋町一般会計補正予算第5号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

ほかに討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第8号、令和元年度東洋町一般会計補正予算第5号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第9号、令和元年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

ほかに討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。



これで討論を終わります。

これより、議案第9号、令和元年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第10号、令和元年度東洋町介護サービス事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

ほかに討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第10号、令和元年度東洋町介護サービス事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第11号、令和元年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

ほかに討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第11号、令和元年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決

<p>予算審査特別委員会委員長</p>	<p>します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 1 1、議案第 1 2 号、令和 2 年度東洋町一般会計予算を定めることについての件を議題とします。</p> <p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありますので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>今宮予算審査特別委員長。</p> <p>(今宮 裕明予算審査特別委員長)</p> <p>議会報告、一般会計当初予算。</p> <p>予算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>3 月 4 日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた、令和 2 年度東洋町一般会計予算について、審査を行いました。</p> <p>質疑の主な内容を報告します。</p> <p>なお、質疑の詳細については、報告書をご参照ください。</p> <p>歳入についての質疑はなく、歳出について報告します。</p> <p>まず、総務費では、日曜市出店旅費 8 万 8 千円については、町と海の駅の職員が参加し、年 3、4 回程度出店している。れんけいこうちの事業の一環として取り組んでおり、東洋町の P R のために出店している。</p> <p>また、DMV 導入促進事業補助金 1 0 2 0 万円については、年度内の本格的な運行を目指し、取組を進めており、甲浦駅の窓口</p>
---------------------	--

ープもできあがってきており順調に進んでいるなどの質疑、答弁がありました。

次に、民生費では、会計年度任用職員報酬（パートタイム）生活相談員報酬180万8千円については、今までは臨時職員賃金として支出していたが、制度変更により報酬となった。パートタイムとし1名分を計上している。1日当たり7時間勤務で週5日を予定しているなどの質疑、答弁がありました。

次に、衛生費では、監視カメラ購入費5万円については、要望が何件かあるが、まだどこへ設置するか決まっていないなどの質疑、答弁がありました。

次に、農林水産費では、森林環境譲与税基金積立金970万円については、昨年交付されたもので、積立をし、その活用については今後計画して決めるなどの質疑、答弁がありました。

次に、土木費については、大道星越波対策工事2600万円について場所は、野根の旧スタンドから下へ降りていく道、旧自動車教習場へ上がって行く道であるなどの質疑、答弁がありました。

次に、消防費については、避難訓練に伴う災害用非常食購入16万5千円については、避難訓練に併せて購入を予定しているなどの質疑、答弁がありました。

最後に、教育費については、いじめ問題対策連絡協議会委員報酬7万2千円及びいじめ問題調査委員会委員報酬5万1千円について、いじめは発生していないが、1件事案があり、3月9日に協議会を開く予定であるなどの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、賛成4名、反対1名で原案のとおり可とすることに決しました。

議長

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

(西岡 尚宏議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

ほかに討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第12号、令和2年度東洋町一般会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙

	<p>手を求めます。</p> <p>挙手多数であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第12、議案第13号、令和2年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。</p> <p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>今宮予算審査特別委員長。</p>
<p>予算審査特別委員会委員長</p>	<p>(今宮 裕明予算審査特別委員長)</p> <p>議会報告、住宅新築資金等特別会計当初予算。</p> <p>予算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>3月4日に委員会を開催し、本議会より付託を受けた、令和2年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について審査を行いました。</p> <p>本会計の歳入及び歳出についての質疑はなく、慎重に審査した結果、本案については、賛成4名、反対1名で原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。</p> <p>お諮りいたします。</p>

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

ほかに討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第13号、令和2年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第14号、令和2年度東洋町国民健康保険事

<p>予算審査特別委員会委員長</p>	<p>業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。</p> <p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>今宮予算審査特別委員長。</p> <p>(今宮 裕明予算特別委員長)</p> <p>議会報告、国民健康保険事業特別会計当初予算。</p> <p>予算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>3月4日に委員会を開催し、本議会より付託を受けた、令和2年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算について、審査を行いました。</p> <p>質疑の主な内容を報告します。</p> <p>なお、質疑の詳細については、報告書をご参照ください。</p> <p>出産育児一時金210万円については、1名につき42万円で、5名分を計上しているとの質疑、答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については、賛成4名、反対1名で原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p>



(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

ほかに討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第14号、令和2年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第15号、令和2年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたの

<p>予算審査特別委員会委員長</p>	<p>で、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>今宮予算審査特別委員長。</p> <p>(今宮 裕明予算特別委員長)</p> <p>議会報告、後期高齢者医療保険事業特別会計当初予算。</p> <p>予算審査特別委員会より報告します。</p> <p>3月4日に委員会を開催し、本議会より付託を受けました、令和2年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について審査を行いました。</p> <p>本会計の歳入及び歳出についての質疑はなく、慎重に審査した結果、本案については、賛成4名、反対1名で原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(議席より、異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、さよう決しました。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>まず、反対者の討論はありませんか。</p>

<p>予算審査特別委員会委員長</p>	<p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>次に、賛成者の討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>ほかに討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これより、議案第15号、令和2年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについての件を、挙手により採決します。</p> <p>予算審査特別委員長の報告は、原案を可とするものであります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第15、議案第16号、令和2年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。</p> <p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありますので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>今宮予算審査特別委員長。</p> <p>(今宮 裕明予算審査特別委員長)</p> <p>議会報告、介護保険事業特別会計当初予算。</p> <p>予算審査特別委員会より報告いたします。</p>
---------------------	--

3月4日に委員会を開催し、本議会より付託を受けた、令和2年度東洋町介護保険事業特別会計予算について審査を行いました。

質疑の主な内容を報告します。

なお、質疑の詳細については、報告書をご参照ください。

認知症ガイドブック印刷費8万円については、A4、12ページで300冊印刷し、包括支援センターに相談に来られる住民の方に配布する予定であるとの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、賛成4名、反対1名で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(西岡 尚宏議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

<p>予算審査特別委員会委員長</p>	<p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>ほかに討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これより、議案第16号、令和2年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについての件を、挙手により採決します。</p> <p>予算審査特別委員長の報告は、原案を可とするものであります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第16、議案第17号、令和2年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。</p> <p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>今宮予算審査特別委員長。</p> <p>(今宮 裕明予算審査特別委員長)</p> <p>議会報告、介護サービス事業特別会計当初予算。</p> <p>予算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>3月4日に委員会を開催し、本議会より付託を受けた、令和2年度東洋町介護サービス事業特別会計予算について、審査を行いました。</p>
---------------------	---

議長

ホームヘルプサービス事業自己負担分60万円については、現在33名が利用しており、介護認定が高くなれば施設に入られる方もいるため利用は減っておりますとの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、賛成4名、反対1名で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

(西岡 尚宏議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

ほかに討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

<p>予算審査特別委員会委員長</p>	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これより、議案第17号、令和2年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。</p> <p>予算審査特別委員長の報告は、原案を可とするものであります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>ここで、休憩をいたします。</p> <p>再開は、10時15分であります。</p> <p>(休憩時間：9時56分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：10時15分)</p> <p>日程第17、議案第18号、令和2年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。</p> <p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>今宮予算審査特別委員長。</p> <p>(今宮 裕明予算審査特別委員長)</p> <p>議会報告、下水道事業特別会計当初予算。</p> <p>予算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>3月4日に委員会を開催し、本議会より付託を受けました、令和2年度東洋町下水道事業特別会計予算について審査を行いま</p>
---------------------	---

議長

した。

本会計の歳入及び歳出についての質疑はなく、慎重に審査した結果、本案については、賛成4名、反対1名で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

(西岡 尚宏議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

ほかに討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第18号、令和2年度東洋町下水道事業特別会



<p>予算審査特別委員会委員長</p>	<p>計予算を定めることについての件を挙手により採決します。</p> <p>予算審査特別委員長の報告は、原案を可とするものであります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第18、議案第19号、令和2年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。</p> <p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>今宮予算審査特別委員長。</p> <p>(今宮 裕明予算審査特別委員長)</p> <p>議会報告、簡易水道事業特別会計当初予算。</p> <p>予算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>3月4日に委員会を開催し、本議会より付託を受けました、令和2年度東洋町簡易水道事業特別会計予算について審査を行いました。</p> <p>質疑の主な内容を報告します。</p> <p>なお、質疑の詳細については、報告書をご参照ください。</p> <p>水道使用料4542万円については、内訳が異なるが、昨年と同じ2046件分で、増額の127万2千円は値上げによるものであるとの質疑、答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については、賛成4名、反対1名で</p>
---------------------	--

議長

原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

(西岡 尚宏議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

ほかに討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第19号、令和2年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は、原案を可とするものであります。

<p>予算審査特別委員会委員長</p>	<p>本案は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第19、議案第20号、令和2年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。</p> <p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>今宮予算審査特別委員長。</p> <p>(今宮 裕明予算審査特別委員長)</p> <p>議会報告、観光施設事業特別会計当初予算。</p> <p>予算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>3月4日に委員会を開催し、本議会より付託を受けました、令和2年度東洋町観光施設事業特別会計予算について審査を行いました。</p> <p>質疑の主な内容をご報告します。</p> <p>なお、質疑の詳細については、報告書をご参照ください。</p> <p>観光振興補助金200万円については、観光振興協会への補助金であり、昨年から始まったビーチホッピングの収入を見込み減額しているとの質疑、答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については、賛成4名、反対1名で原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。</p>
---------------------	---

議長

(西岡 尚宏議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

ほかに討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第20号、令和2年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

	<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第20、議案第21号、室戸市と東洋町との間の一般廃棄物、し尿、浄化槽汚泥、資源ごみ、有害ごみ及び不燃ごみの処理に関する事務の委託についての件を議題とします。</p> <p>これより、質疑を行います。</p> <p>質疑の通告が1件ありましたので、これを認めます。</p> <p>法令や規則、条例に抵触することのないよう、発言には十分気をつけてください。</p> <p>8番、福島登君。</p> <p>質疑を始めてください。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>議長、すみません。</p> <p>提出時に議案の番号を間違えました。</p> <p>事前の訂正ありがとうございました。</p> <p>今後は、誤りのないよう通告したいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>またですね、質問2についても通告した後に、議題外の質問と気づき、この質問を取り消して、1の質問のみ行いたいと思いますが、議長、いかがでしょうか。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>どうぞ。</p> <p>(福島 登議員)</p>
8番議員	
議長	
8番議員	

	<p>それでは、議案第21号、室戸市と東洋町との間の一般廃棄物、し尿、浄化槽汚泥、資源ごみ、有害ごみ及び不燃ごみの処理に関する事務の委託について、次のことをお聞きをいたします。</p> <p>以前、答弁もあったかもしれませんが、事業者や民間の方も知りたい情報と思いますので、再確認いたします。</p> <p>1、委託後、搬入者の手数料に変更はあるのか説明を求めます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
住民課長	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>福島議員にお答えをいたします。</p> <p>委託後に搬入するごみの手数料につきましては、これまでと変更はありません。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君の質疑が終わりました。</p> <p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>まず、反対者の討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>次に、賛成者の討論はありませんか。</p>

(議席より、なしの声あり)

ほかに討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第21号、室戸市と東洋町との間の一般廃棄物、し尿、浄化槽汚泥、資源ごみ、有害ごみ及び不燃ごみの処理に関する事務の委託についての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第22号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更についての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

ほかに討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第22号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更についての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第23号、高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分についての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

ほかに討論はありませんか。



(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第23号、高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分についての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第24号、高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホームが脱退することに伴う財産処分についての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

ほかに討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第24号、高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホームが脱退することに伴う財産処分についての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第25号、行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託についての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が1件ありましたので、これを認めます。

法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には十分気をつけてください。

8番、福島登君。

質疑を始めてください。

(福島 登議員)

議案第25号、行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託について、次の点を問いたいと思います。

過去にこの法に係る事例はなかったとは思いますが、確認をしておきたいと思います。

規約の第2条、委託事務の管理及び執行の方法については、管

8番議員

	<p>理及び執行については、高知県の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定めによるものとする、とあります。</p> <p>事務委託後、東洋町の住民が、町行政に不服がある場合の申請及び当該申請に係る書類等の交付手数料の支払いや、減免の手続きなどについて、住民が、直接県へ行かなければならないのか、それとも一部、東洋町で行うのか説明を求めます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員の質疑にお答えします。</p> <p>行政不服審査法に関して、高知県に事務を委託することにつきましては、まず、行政不服があった場合の窓口は、東洋町となります。</p> <p>審査請求人から、その審査に必要な書類等を、まず役場の方に提出をしていただき、形式的な審査や高知県に委託する事務上の手続きを終えた上で、高知県行政不服審査会に諮問するということになりますので、書類等の交付手数料や、減免などの手続きにつきましては、ある程度、東洋町が関わっていくことになるかと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君の質疑が終わりました。</p>

ほかに質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

ほかに討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第25号、行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託についての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25、議員派遣についての件を議題とします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布したとおり、令和2年5月25日、東京国際フォーラムにおける、正副議長研修会、5月26日、国土交通省などへの、海部郡安芸郡議長連合会の中央要望へ、それぞれ議員派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

日程第26、閉会中の継続審査、調査の申し出についての件を議題とします。

お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査調査の申出がありました。

お諮りいたします。

それぞれの委員長からの申出により、閉会中の継続審査、調査に付することに、ご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

日程第27、一般質問を行います。

質問時間は、1人40分以内、答弁時間も40分以内とし、一問一答方式で行います。

なお、質問の際は、一般質問通告書の内容以外は認めず、また、質問は1問につき3回まで認めますが、再問は、執行部からの答弁に対する質問といたします。

また、議会会議規則第54条の規定により、発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないことになっております。

その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により注意し、従わない場合は発言を禁止します。

それでも、なお、議長の指示に従わない場合は、地方自治法第

議会運営委員会委員長

129条第1項の規定に基づき、本日の会議が終わるまでの発言を禁止、または、議場外への退去を命じます。

次に、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は、議員の質問に対し反問できますので、反問する場合は、反問しますと発言の上、挙手を願います。反問も制限時間に含まれます。

ここで、7番、田島毅三夫君から通告のありました一般質問について、議会運営委員会で検討しておりますので、委員長の報告を求めます。

高島議会運営委員長。

(高島 俊彦議会運営委員長)

それでは報告いたします。

7番、田島毅三夫君から通告のありました一般質問について、議会運営委員会からの報告を行います。

議長の申出により、3月9日に議会運営委員会を開催し、田島議員の一般質問のうち四番、六番、七番、八番、九番の質問について協議いたしました結果、四番の質問、職員の町外移住の問題点を問う、については、憲法第22条で保障する居住の自由に反する質問であり、令和元年6月議会に議長から不穏当発言を指摘され、発言を取り消されたものですので、四番については、質問として認めないことを決定いたしました。

六番の質問、土佐備長炭研修補助事業の疑惑を問う、については、裁判により終結、決着している事案であり、懲罰特別委員会で結果も出しており、それに対して本人も懲罰を受けております。

この質問をすることは、議会軽視、委員会軽視に当たりますの

で、六番については、質問として認めないことを決定いたしました。

七番目の質問、野良猫の根絶のための具体策を聞く、については、議員や議長から、再三にわたり注意され、議長から発言を取り消されております。

懲罰特別委員会で結果も出ております。

それに対して、本人も懲罰を受けております。

この質問をすることは、議会軽視であり、委員会軽視に当たりますので、七番については、質問として認めないことを決定いたしました。

八番の質問、町内危険箇所の調査、精査を求めること、については、一般質問は、町行政について、執行部に質問するものでありますので、議会会議規則第61条第1項の規定により、八番については、質問として認めないことを決定いたしました。

九番目の質問については、生見有料駐車場、トイレの裏の通路の開放を求める、については、強く県へ要請するという質問の趣旨であり、町への質問としては成り立っておりません。

一般質問は、町行財政について、執行部に質問するものでありますので、議会会議規則第61条第1項の規定により、九番については、質問として認めないことを決定いたしました。

以上のように決定いたしました。

これで議会運営委員会からの報告を終わります。

(西岡 尚宏議長)

議会運営委員長の報告が終わりました。

ここでお諮りいたします。

議長

ただいまの委員長の報告のとおり、7番、田島毅三夫君からの通告のありました一般質問のうち四番、六番、七番、八番、九番の5件の質問については、一般質問として認めないということで、ご異議はありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

質問の通告が3名ありました。

発言を許しますが、法令や規則、条例に抵触することのないよう、発言には十分気をつけてください。

なお、7番、田島毅三夫君については、地方自治法第129条第1項の規定に基づき、発言を禁止しているため、質問することはできません。

初めに、今宮裕明君。

件名は、新型コロナウイルス対策についてであります。

答弁者は町長、副町長、教育長、課長、課長補佐となっております。

6番、今宮裕明君、質問を始めてください。

(今宮 裕明議員)

それでは、質問を始めたいと思いますが、川田教育長も退任ということで、お伺いしておりますので、おそらく最後の質問となりますが、どうかよろしく願いいたします。

件名、新型コロナウイルス対策について、次の点を問う。

質問1、2月27日に国から全国の小、中、高等学校、そして特別支援学校の臨時休校の要請がありました。

6番議員



<p>議長</p>	<p>翌 28 日に、本県、濱田知事から県民に向け要請があったと思いますが、どのような内容であったのか、説明を求めます。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>川田教育長。</p>
<p>教育長</p>	<p>(川田 真由美教育長)</p> <p>今宮議員にお答えします。</p> <p>28 日に、県民に向けた要請の内容についてでございますが、教育委員会には、高知県教育長から、2月28日付けで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一斉臨時休業についての件名で、次のとおり依頼がありました。</p> <p>内容について、要点のみをお答えします。</p> <p>昨日、内閣総理大臣から全国の学校に対して、臨時休業を要請する考えが示されました。</p> <p>このことを受け、市町村教育委員会におかれましても、3月4日から春季休業の開始日までの間、臨時休業措置を、なお、3月2日月曜日、3月3日火曜日については通常授業を実施するのではなく、4日からの長期臨時休業に向け、家庭学習や生活指導に充てる期間とし、早期に帰宅させるようお願いします、との依頼内容です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>6 番、今宮裕明君。</p>
<p>6 番議員</p>	<p>(今宮 裕明議員)</p>

	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、質問2として、知事要請に伴い、庁舎内及び教育機関など、本町の感染予防対策について説明を求めます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
住民課長	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>今宮議員にお答えをいたします。</p> <p>庁舎内の感染予防対策についてですが、正面玄関、裏玄関、住民課カウンターに、アルコール消毒液の設置、庁舎内に県相談窓口の案内チラシと咳エチケット等のチラシを貼付しております。</p> <p>職員の管理としまして、出勤前の体温測定、37.5度以上の発熱や呼吸器障害がある場合は出勤を控える。</p> <p>症状が続いている職員は、各課長へ報告することとしております。</p> <p>そのほかに、手洗いうがいをこまめにする、咳、くしゃみがある場合はマスクの着用、イベントや会議の実施については、各課で再検討するなどの、国、県から示された感染症拡大予防の対応についての注意文書を全職員に、配布、周知をしております。</p> <p>来庁者への対応としまして、咳、くしゃみ等の症状がある人へ、ハンカチやティッシュで口を覆うよう促しております。</p> <p>住民への、感染予防の協力依頼としまして、放送で呼びかけをしているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>6番、今宮裕明君。</p>
6番議員	<p>(今宮 裕明議員)</p> <p>再問します。</p> <p>先ほど、教育長の方から答弁もいただきましたが、元へ戻りますが、子どもたちもですね、急に休校ということが決まったわけで、その間授業ができないわけでございます。</p> <p>従いまして、その分どこかで取り返しということになると思いますが、そういうことに関して、何か対策は講じていくのでしょうか。その辺をひとつ、お願いします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>川田教育長。</p>
教育長	<p>(川田 真由美教育長)</p> <p>今宮議員にお答えします。</p> <p>全国的なことございまして、うちの中学校2校に関しましては、野根中学校の方は、期末テストがそろそろ終わっておりますが、甲浦中学校に関しては、期末試験も終わっておりません。</p> <p>いろんな諸事情があるんですけども、今後ですね、どういう取扱いにするか、また、国、県の指導方向性を定めまして、それを受けて、東洋町教育委員会としても指針を出したいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

<p>6 番議員</p>	<p>6 番、今宮裕明君。</p> <p>(今宮 裕明議員)</p> <p>これはもう、質問というか、最後に少しお礼と言いますか、教育長も退任されますが、今後もですね、もし時間があり、また、許されるならば、側面からですね、いろいろとご意見なり、頂戴すればいいかと存じておりますので、ぜひよろしく願いいたします。</p> <p>以上で終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>6 番、今宮裕明君の質問が終わりました。</p> <p>続いて、福島登君の質問を許します。</p> <p>件名は、東洋町商工持続発展支援事業費補助金についてであります。</p> <p>答弁者は、町長、副町長、課長、課長補佐となっております。</p> <p>8 番、福島登君、質問を始めてください。</p>
<p>8 番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>件名、東洋町商工持続発展支援事業費補助金について、次の点をお聞きしたいと思います。</p> <p>1 つ目です。</p> <p>現在までの実績の説明を求めたいと思います。</p> <p>よろしく願います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

<p>産業建設課長</p>	<p>伊吹産業建設課長。</p> <p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員の質問にお答えいたします。</p> <p>これまでの、商工持続発展支援事業費補助金につきましては、平成26年度繰越予算を含め、平成27年度では24件、2558万7千円、平成28年度では17件、1198万円、平成29年度では21件、1550万円、平成30年度では20件、1171万5千円、令和元年度では、3月2日付けでございますが、交付決定者を含む12件、697万3千円とし、累計93件(正しい件数は94件)、7175万5千円となります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>2つ目の質問に移ります。</p> <p>今も答弁にありましたように、平成26年度の補正予算から継続5年間、31年度、令和元年からはですね、1年度ごとの予算としたと思いますが、この事業を令和2年度予算で継続している理由について説明を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>

産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員にお答えいたします。</p> <p>この補助金の目的は、商工、商店の経営者が地域における需要に応え、雇用を担い、地域経済の安定と住民の生活向上の促進に寄与することを目的に実施する事業です。</p> <p>平成27年度から現在まで5年目となりますが、ある一定の事業効果はあったと考えております。</p> <p>また、事業者からは、依然要望もあり、今年度につきましても、新規に補助金を受ける事業者は3件ございます。</p> <p>このことから、令和2年度についても補助事業を必要と考え予算化をしております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>関連して3つ目の質問に移りたいと思います。</p> <p>補助金の交付を受けて整備された施設や設備の財産処分などがあつた場合の取扱いについて説明を求めます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員にお答えいたします。</p>

交付要綱第11条で補助金の交付の条件としまして、補助事業により取得した財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令、これは大蔵省が定めた規定になりますが、その規定する耐用年数に相当する期間内において、第2条に規定する補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付けし、または担保に供する場合は、事前に町長の承認を受けなければならないこととなっております。

4番目に、前号の規定により、町長の承認を受けて財産を処分したことにより、収入があった場合は、当該収入の全部または一部を町に納付しなければならないこととなっております。

以上です。

(議席より、再問ですと発言あり)

議長

(西岡 尚宏議長)

8番、福島登君。

8番議員

(福島 登議員)

再問をしたいと思います。

先ほど、財産処分について条文の説明があり、取扱いについての説明がございました。

これまでですね、財産処分の事例があったかどうか、説明願います。

議長

(西岡 尚宏議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員にお答えいたします。</p> <p>これまでの財産処分の事例はありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>再問します。</p> <p>財産処分についてはですね、申告ということに、書いておるかなと思うんですが、財産処分については、申告時にその方に十分な説明がまた、されているのか。</p> <p>また、申告がないからといってですね、調査をしなければですね、自主財源が適切に使われているか、適正化につながっていないと思うんです。</p> <p>財産処分に関してですね、今後ですね、適切な後追い調査と申しますか、そのような調査を、今後実施する考えがあるのかどうか、お聞きをいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員にお答えいたします。</p>



	<p>補助金の申請時に、そういう口頭での説明はしておりますけれども、なかなかちゃんとした文書での説明を、把握されているかどうかというのは、ちょっと疑問なところもあります。</p> <p>また今後ですね、そういう備品関係の取扱いにつきましては、文書で改めて周知していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>4つ目の質問に移ります。</p> <p>補助率や限度額、採択基準など、要綱の改定は考えているのか説明を求めます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員にお答えいたします。</p> <p>要綱の改定は、これまでも改定を行ってきておりますので、今のところ、考えておりません。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p>

	<p>再問します。再問したいと思います。</p> <p>要綱の改定、今、行っているということでお聞きしました。</p> <p>その今、答弁にはなかったですが、皆さん承知のように、補助率の改定が途中であったと思います。</p> <p>ちょっと、関連してないと、議長に怒られたらやめますが、再問としてですね、この補助金を活用する場合ですね、事業名または店舗名が違えばですね、同一個人が年間数回にわたって活用できるのか。</p> <p>また、回数で制限のある補助率が、仮に60パーセントの方がこういう事例のときに、40パーセントに戻るのか。</p> <p>このような事例が今、ないのかどうか、お聞きをしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員にお答えいたします。</p> <p>すみません、ちょっと最後の質問の内容が、もう一度説明かまいませんか。</p> <p>(議席より、議長ほんならもう一度行いますと発言あり)</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>少し分かりにくかったと思います。</p> <p>言わばですね、同じ方が事業名や店舗名を変えればですね、1</p>

	<p>年間1回という補助金の額が、60パーセントというのが、回数制限の60かかるとの方が、80に戻るのか。</p> <p>それともその、事業名、店舗名が変われば、複数回、年間複数回、利用できるのかということです。よろしいですか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員にお答えいたします。</p> <p>この補助金では、申請者が同一でありましても、事業内容が全く違う場合、別々の事業として捉え、それぞれの店舗により、申請をしていただいております。</p> <p>できるだけ町内に商工、商店の経営をしてもらうことにより、町内にお金が落ちるシステムを構築し、地域経済の発展、町の発展化につなげることで、補助金制度を創設しております。</p> <p>また、補助率につきましても、単年度で1回、その店舗の回数により補助率は決まってきます。</p> <p>1回目は80パーセントの補助率、2回目が60パーセント、3回目が40パーセントの補助率となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p> <p>福島君、3回目ですよ。</p>

8 番議員

(福島 登議員)

もう最後です。

最後の再問に移りたいと思います。

ちょっと、質問と答弁が合致してない部分があったと思います  
が最後に、この再問をしたいと思います。

私もそうですが、企業というのは、仕事を始める方、その方々  
や、新たな設備投資をする場合、公的機関から融資を受ける際は  
ですね、事業計画、返済計画、売上の根拠、自己資金の割合も3  
0パーセント以上が求められ、場合によってはですね、資産評価  
も受け、専門家のアドバイスもいただけるようになっています。

それだけ、融資側も借りる側もリスクが双方ともあり、そのリ  
スクを十分確認する作業が求められます。

もし、計画が甘ければですね、経営者は資金繰りや人手不足で  
事業が縮小したり、途中断念することになり、経営者個人も大き  
な痛手を負い、財産処分に至ることもあります。

答弁にありますように、確かにこの補助金は事業が継続され、  
起業家も一定増えたという成果があったと思います。

でも、ここですら、今後、この事業を継続するならばですね、  
補助率や限度額、採択基準が適切で、厳格に運用されているのか、  
財産処分に至っていないのか、安易な事業が将来個人の大きな痛  
手につながっていないのか。

貴重な自主財源が公正に使われ、無駄になっていないのか。

本当に適切な事業なのか。

このことを考えてですね、補助事業を行う必要があると思いま  
す。

執行部に、これらの考えをお聞きしたいと思います。

<p>議長</p>	<p>この質問で、私の質問を終わります。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>福島議員の質問にお答えいたします。</p> <p>要綱もですね、5年も過ぎましたので、期間を1年ごとに判断し、1年ごとに毎年見直しをしたいということから、1年ごとということにしております。</p> <p>予算もなかなかですね、厳しくなってきましたので、町単独事業でございますので、予算の範囲内で対応していくということが基本となっております。</p> <p>補助率も8割からスタートしましたがけれども、なかなか要望が多くてですね、6割、4割というように見直ししてきておりますけれども、継続するのかというのも、毎年判断していきたいというふうに思っております。</p> <p>当然、取りやめも含めましてですね、限度額を引き下げるのか、財源的なことも含めまして、毎年度判断していきたいというふうに思っております。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君の質問が終わりました。</p> <p>日程第28、同意第1号、東洋町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p>

<p>町長</p>	<p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>同意第1号でございます。</p> <p>東洋町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて、次の者を東洋町教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>令和2年3月10日提出でございます。</p> <p>住所は安芸郡東洋町大字河内1796番地2。</p> <p>氏名は蛭子浩久氏でございます。</p> <p>生年月日は昭和37年12月26日となっております。</p> <p>任期は令和2年4月1日から令和5年3月31日の3年間となっております。</p> <p>提案理由でございます。</p> <p>令和2年3月31日をもちまして、東洋町教育委員会の川田教育長が任期満了となります。</p> <p>今回、川田教育長の後任に、蛭子浩久氏を任命したいと存じますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>別紙に経歴書をつけておりますので、ご参照をお願いします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、ご異議ありませんか。</p>

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより、同意第1号、東洋町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は7名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、今宮裕明君、並びに7番、田島毅三夫君を指名します。

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(議席より、なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

住民課長

1 番議員より、順次、投票願います。  
投票漏れはありませんか。  
(議席より、なしの声あり)  
投票漏れなしと認めます。  
投票を終了します。  
開票を行います。  
6 番、今宮裕明君、並びに 7 番、田島毅三夫君、立会いをお願い  
いたします。  
投票結果を報告します。  
投票総数 7 票、うち有効投票 7 票、無効投票 0 票であります。  
有効投票中、賛成 7 票、反対 0 票。  
以上のおりであります。  
よって、同意第 1 号、東洋町教育委員会の教育長の任命につき  
同意を求めることについての件は、同意することに決定いたしま  
した。  
議場の閉鎖を解きます。  
(議場閉鎖解除)  
ただいま選任されました、蛭子浩久君が議場におられますの  
で、一言、挨拶を受けることにしたいと思います。  
蛭子浩久君。  
(蛭子 浩久住民課長)  
議員の皆さまには、教育長の任命について、同意をいただきま  
して、本当にありがとうございます。  
教育長就任後には、川田教育長の意思を引き継ぎ、職責を果た  
していきたいと思っておりますので、皆さまのご指導ご協力をよろしく



<p>議長</p>	<p>お願いいたします。</p> <p>簡単ではございますが、挨拶にさせていただきたいと思いま す。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ここで、川田教育長から発言の申出がありましたので、これを 許します。</p> <p>川田教育長。</p>
<p>教育長</p>	<p>(川田 真由美教育長)</p> <p>貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。</p> <p>退任にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。</p> <p>本議会、開会日に、松延町長の行政報告の中で、私の任期満了 での退任の報告がありました。</p> <p>そして、身に余る過分なお言葉を頂き、大変恐縮に存じており ます。</p> <p>松延町長には、今回、私の気持ちを受け入れていただきました ことに、心より感謝をいたしております。</p> <p>永い職員生活、特にこの3年間は、地域の皆さん、学校、議会 など関係機関の方々、そして職場の皆さん、多くの方にご支援ご 協力、また、暖かな心あるお声がけを頂き、本当におかげさまの 毎日でした。</p> <p>そして、多くの出会いがありました。</p> <p>特に子どもたちとの出会いです。</p> <p>この子どもたちの5年後、10年後に、もう一度会ってみたい、</p>

そう思わせてくれた子供たち。

未来につながる、とても素敵な多くの出会いを頂きました。

私自身にとって、最後の職場が、このような意義深い場所となったことに、改めて、支えていただきました皆様、そして3年前にこの場所で私を任命して下さいました松延町長、また、任命同意をいただきました議員の皆様に深く深く、心より感謝を申し上げます。

あの日から3年が経ちました。

身の引き締まる思いで、この場に立ったことを思い出します。

誰がやるかではなく、何をやるかの思いで、私なりに日々一生懸命には努めてまいりましたが、今、この3年間を振り返り、何が出来たのかと、自分自身に問いかけましても、すぐに答えを出すことが出来ません。

もしも、私が蒔いた小さな小さな一粒の種が、教育という土地に根付いているとすれば、そしてこの後、後任の教育長、また、皆様のご支援、ご厚情により、小さな一粒の種が芽吹き、花を咲かせ、実になる日があるとすれば、こんな幸せなことはございません。

その日が来るのを楽しみに、この職場に、子どもたちに、皆さんに、思いを、心を残しながら 感謝をして、第2の人生をスタートします。

これまでは、本当におかげさまの日々でした。

これからは少しでも、お互いさまと言えるような、日々を重ねていければと思っております。

長い間、本当にありがとうございました。

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>川田教育長には、3年間、本当にありがとうございました。 議会を代表して、お礼を申し上げます。</p> <p>以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。</p> <p>これにて、本日の会議を閉じます。</p> <p>これで、令和2年第1回東洋町議会定例会を閉会します。</p> <p>これにて議会放送を終了いたします。</p> <p>どうもお疲れ様でございました。</p> <p>(閉会時間：11時21分)</p>
----	---